

令和2年度 第3回 岡崎市介護保険運営協議会議事録

日 時 : 令和2年10月1日(木)

時 間 : 午後1時30分～午後2時40分

場 所 : 岡崎市消防本部3階 講堂

出席委員 : 小野会長、南委員、森委員、若山委員、太田委員、高村委員、石川委員、山口委員、阿部委員、清水委員、川上委員、稲垣委員、松井委員、宮島委員

欠席委員 : なし

事務局 : 中川福祉部長、小河福祉部次長(長寿課長)、野澤介護保険課長、藤谷長寿課副課長、手島介護保険課副課長、藤野施策係長、丸本予防係長、岡本地域包括ケア係長、水口給付係長、手島事業所指定係長

傍聴人 : なし

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 介護給付費・介護予防給付費の推計について・・・・・・・・資料1
- (2) 地域支援事業の推計について・・・・・・・・資料2
- (3) 介護保険施設等の整備計画について・・・・・・・・資料3

4 閉会

小野会長：それでは、早速、議事次第に基づきまして、会議を進めてまいりたいと思います。はじめに、協議会の開催につきましては、委員の過半数が出席しなければならないと規定されていまして、本日、森委員が遅参されますが、現在の出席人数は13名でありますので、会議が成立することを報告します。

また、この会議は、岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領によりまして、傍聴、会議資料と議事録につきましては、公開としますので、よろしくお願ひします。なお、新型コロナウイルス感染防止対策の一つとして、会議は1時間程度を目安に終了するようという指示が出ています。岡崎市の方針でもありますが、説明及び発言はなるべく簡潔にさせていただきますようよろしくお願ひします。

— 議事(1) —

議事(1)「介護給付費・介護予防給付費の推計について」水口給付係長が説明

【主な意見・質疑応答】

森 委 員：介護保険サービスの第8期の利用見込は、第7期の実績を踏まえた伸び率から算出しているということよろしいでしょうか。

事 務 局：第7期中、今年度の介護給付費については見込みの数値になりますが、全体の伸び率としては1.039倍となっており、これを一つの基準として、第8期を見込んでいます。なお、今年度は、8月までの実績が昨年度に比べてやや減少傾向にあるサービスが多いという特徴があります。これが昨年支払い方法の見直しによるものなのか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものなのか、まだ計りかねています。いずれにしても、一時的なものにとらえ、今年度の9月以降は、これらの影響を考慮しない伸び率で見込んでいます。

森 委 員：1.039倍というのは、第7期中の各サービスの平均伸び率ということですか。

事 務 局：介護サービスごとではなく、介護給付費全体でみたときの平均伸び率です。

森 委 員：どの介護サービスについても1.039倍で算出しているのでしょうか。

事 務 局：第7期中の単年ごとの伸び率もみながら、サービスごとに一律ではなく、サービスごとの特徴を加味して見込んでいます。

森 委 員：多少、斟酌を加えているということですね。おそらくこれまでもこういう方法でやってこられてきたと思いますし、今回もよいと思います。ただ、将来の高齢者数から、要介護認定者数の推計を出されていましたが、そういった面で、要介護認定者数が何人くらい増えるとか、受給率が増えていくのかなど、認定率や受給者数などを加味されてはいないのでしょうか。

事 務 局：そういう算出方法も十分に考えられると思います。認定者数は101～102%の間で伸びていますが、給付費を見込んでいくにあたっては、これまでの給付実績がありますので、認定者率も踏まえながら給付費を優先して反映させている状況です。

森 委 員：そうすると、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には大きく変わるかもしれません。認定率や受給率があまり変わらないとしても、絶対数が増えるので、サービスの需要量も費用も増えると思います。2025年の推計は、過去の実績だけではなく、将来の展開を踏まえて推計されているのでしょうか。

事 務 局：2025年度やその先の見込みについては、県が示している受給推計等もありますが、絶対数を踏まえた考え方は反映させていませんので、いただいたご意見は、内部で調整させていただきたいと思います。

森 委 員：ある程度安定しているのかと思ったのですが、段々と伸びる見込みとなっています。今年の実績は、現在のところ、あまり確かなデータがないと思いますが、これから最終的な推計に向けて、どのように反映させていくのでしょうか。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあるようですが、私もそれを懸念しており、例えば、通所系のサービスはあまり利用しないようにしている人が

いると聞いています。今年の実績をそのまま反映させると、今後、これを乗り越えた場合、むしろ過小推計になるかと思えます。そういうこともある程度見込んでおられるのでしょうか。

事務局：新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考えず、8月までの実績をもとに算出すると、少ない見込みになってしまいます。この状況がいつまで続くかということもあり、正直まだ計りかねているところがあります。したがって、9月以降、通常の状態に回復したものと仮定して算出しました。令和3年度以降については、第7期の伸び率等が一番自然な伸びではないかということで見込んでいます。

森委員：推計の仕方はいろいろあると思いますが、構造的な変化もある場合がありますので、全体的な人口構成の推計も確かめていただければと思います。

— 議事(2) —

議事(2)「地域支援事業の推計について」藤谷長寿課副課長が説明

【主な意見・質疑応答】

松井委員：高齢者成年後見制度利用支援業務は、現行の地域包括ケア計画の中で、「在宅生活を支える地域づくり」の「権利擁護事業と虐待防止推進」という項目の5つの事業の一つに掲げられており、本文には、今後、「増加が見込まれる」ため、「制度の周知」に努めるように記載されていますが、第8期の推計の根拠を教えてください。

あわせて、最近の厚生労働省の報告にも、在宅の同居者からの暴行が増えているとあります。これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあると思いますが、今後より増える可能性があります。また、昨日、新聞で施設での虐待があったという報道があり、施設支援のフォローも問題かと思えます。さらには、認知症は悪ではなく、その人らしく生きられるような社会をつくるのが一つの目標です。現行の計画にも「地域共生社会の実現に向けた取組」と記載されていますので、施設計画だけではなく、どういう取り組みをされているのでしょうか。周知はもちろん大切ですが、社会福祉協議会で成年後見のセンターをつくっています。こういうことも含めて、取組状況と考え方をお示しいただきたいと思えます。

事務局：まず、高齢者成年後見制度利用支援業務については、過去の実績から推計をしていますが、今後、高齢者の増加に伴いまして、やはり利用者は増加していくものと思われます。しかし、これは、行政が主体的に実績を上げることができない事業ですので、第8期の計画の推計は横ばいとしています。これまでの実績から推計値内の執行額になると思っています。なお、昨年度の執行額は約250万円、今年度は8月までで約75万円となっており、年によってばらつ

きもあります。

虐待についてですが、今年度、虐待マニュアルを作成し、それを各地域包括支援センターに説明しており、こうしたことを通じて虐待は絶対にだめだということを周知しています。

松井委員：成年後見の市長申立の件数の推移を教えてください。それから、虐待については、件数を把握していますか。

事務局：成年後見の市長申立の件数は、平成27年度が5件、平成28年度が3件、平成29年度が8件、平成30年度が9件、令和元年度が11件で、過去3年間は10件前後で推移しています。

虐待につきましては、件数を把握していませんが、少しずつ相談件数等は増えてきている状況です。なお、高齢者虐待については、施設従事者よりも身内による喧嘩の延長が目立っています。

松井委員：相談件数は全国的に増えているので、虐待件数も増えていると思います。岡崎市の場合はどうですか。

事務局：岡崎市は確かな数字がないですが、前年とほぼ同じような状況だと思います。

小野会長：虐待防止マニュアルの冊子を作成されたとのことですが、新たに作成したということでしょうか。

事務局：以前からありましたが、もう一度内容を見直して改訂しました。

— 議事 —

議事(3)「介護保険施設等の整備計画について」手島事業所指定係長が説明

【主な意見・質疑応答】

若山委員：調査の上、第8期の計画をしていると思いますが、特養の待機者数は把握していますか。

事務局：市内の特養待機者数は400人です。今回、すぐに入りたいという希望がある緊急性が高い割合がどれくらいか聞き取り調査を行ったところ、概ね1～2割程度ということでした。

若山委員：誰に聞き取り調査を行いましたか。

事務局：特養の施設です。

若山委員：施設への申込者はかなり重複していますが、チェックされていますか。

事務局：特養の待機者を調査する場合、各施設からデータをいただき、重複がないようにしています。

若山委員：それでも、こんなに待機者がいるとは思えません。特に大きな施設だと待機者がいるとは思えません。仮にいたとしても、ハードとソフトとが絶対に合っ

ていないです。待機者がいるから特養をつくるというのはよいと思います。しかし、介護士さんや看護師さんがどれくらい確保できているのかという調査はしていますか。

事務局：介護人材の確保については、なかなか確実に見込めないところがあると思います。今回、施設の計画を立てるに当たっては、実際に整備の予定を確認し、具体的な意向があったところについてある程度計画をしています。

若山委員：けれども実際にできていないから閉めていますよね。1ユニット分の利用者を減らして運営したりしていますよね。ハードはつくるけど、あとは事業所の運営任せですとなっています。人材を一定量増やさずに、このまま施設をどんどんつくれば膨れあがっていきます。その辺を考えて計画を立てていますか。このことは今日、昨日の話ではなく、ずっと言ってきました。

事務局：マンパワーを把握することは難しいことから、整備意向をもとに計画をしています。

若山委員：それではだめだという話しをしています。ソフトを確保しないと、ハードをつくってはいけないと思います。ハードをつくってもソフトがありませんはいけないと思います。

事務局：聞き取り調査をしていく中で、一定のケアを保つていくために人手が足りていないという意見もありました。

若山委員：それ以前に運用ができませんよね。10人ほど減らして運営している施設があるということは、運営できていないということですよ。

事務局：何人いれば現場がまわっていくのかは各施設の状況によって変わります。

若山委員：少なくとも法定の最低基準は確保しないとだめですよ。

事務局：現状としては、最低基準を満たせないほどの人員不足になっている施設はない状況です。

若山委員：あるから空けているのではないですか。

事務局：入居者へのケアの質を考えた時に、現場が安全にまわるだけの人数が確保できないということで、空けていると聞いています。

若山委員：そんなことはないです。足りないからです。法定の人数を満たしていないから閉めています。現場を見ているのでその通りです。現場に行ってみてきましたか。

事務局：おっしゃられることもごもっともだと思います。10年・15年前は3対1が国の基準に対して1.5対1や1.6対1と非常に余裕をもってケアできる時代でした。国の基準ではしっかりしたケアができないという考えを施設側も持っており、今では2.5対1や2.8対1といったギリギリの人員でやっているところがほとんどだと思います。

若山委員：それでも閉めた理由は、人手が足りないからだだと思います。

事務局：待機者数からすると、50～100人というのは本当に絞った数で、従来型特養の場合は800人、900人の表面上の待機者を持っています。それを積み上げると7,000人、8,000人という待機者になるのですが、データをすべていただいて重複等を消すと、おそらく2,000人くらいに絞られます。それを緊急性が高いものに絞ると400人という数字が出てきますが、さらに現場の生活相談員等に聞くと、10人に電話をかけても1人しか対応しないと、それがひどいと100人に1人と聞いています。それだけ実際は入りたい人が少ないという現状をみて50～100人だろうと考えています。

若山委員：サ高住ができて、サ高住でいいという人が出てくると、そんなに待機者はいないはずですよ。もう一つ、老健は、リハビリ施設ですので、6ヶ月したら出ないといけないはずなのに、老健だけ認めるということを出してしまったもので、そこに何年もいてしまっています。そういう人もいて、実際に特養に需要を求めている人が何人いるかということ、そんなにもいないと思います。

事務局：保険料を設定しますので、計画をゼロにし、実際には10、20という数字があがるということは運営上できません。20予定しておいてゼロというのは保険料が余るということになりますが、ゼロから10、20にはできません。

若山委員：予算のために載せなければならぬのはわかりますが、もし応募してきてしまったらどうしますか。

事務局：もちろん、基準以上の得点があれば認めます。

若山委員：認めますよね。そうすると、その後に介護士等を集めないといけません。

事務局：人員を掘り起こすようなアイデアを持っているところの点数を高くするようなことを考えています。

若山委員：そういう事例が最近幾つかあり、他所から引き抜く事例が多々出ています。

事務局：現実的にはそういったところがあるということは理解していますが、少しでも眠った人材を掘り起こしてくれるような事業所を優先して選定できる方法がないものか考えていきます。

若山委員：そうやって公募したところが、そのようなことをしていたので、またするのではないかと思います。実際問題、介護人材が増えない限り、ハードをつくってはいけないと思います。つくるだけつくって稼働できませんということでは意味がありません。

事務局：人材確保には、いろいろなアイデアを出して、最重要で取り組んでいきたいと思っています。

若山委員：第8期の計画の中に、ソフト面としての取り組みを入れていくべきだと思います。システムやハードのことばかり記載しているから、当然そちらにお金がかかるけれど、ソフトを把握することも大事だと思います。その点について、どのようにお考えですか。

事務局：例えば、介護士を50人から100人に増やすと計画を立てても、それだけの量を確保できなかったときに、そもそも計画が意味のないものになってしまいます。人材確保については、第5期くらいから最優先で考えているのですが、そういった意味で具体的な数値化は難しい状況です。

若山委員：それを言うと、いつまでたっても「頑張ります」だけで終わってしまいます。何を「頑張ります」かが全然出てこない。就職説明会をやったところで何人来るかというとな数人しか来ないです。それで「やりました」と言われても困るわけです。

事務局：ほかには、国も介護報酬について、定期的ではなくて、突発的に上げるということも考えているようです。そういうときに、「少し給料が上がったから働いてみよう」という方がいないとも限らないと思います。

若山委員：愛知県は他県よりも潤っています。自動車産業が盛んで、時給が高いです。したがって、県や市がどこまで出すかも大事だと思います。これは国の仕事ですからと言っていてはいけないと思います。

事務局：製造業がよいことから、愛知は介護職が集まらないということで全国的に知られています。その辺、国や県にいろいろな意見を言っていきたいと思っています。

若山委員：意見だけではなくて、何か市で出せばよいと思います。

事務局：介護報酬に上乘せというのは制度上難しいです。全市的な考え方として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響がどの程度続くかわかりませんが、財政自体がかなり緊縮になりますので、福祉部門でやりたいと思っても、2～3年は少し難しいと思います。別枠でアイデアを出すのはありだと思います。

若山委員：今だから特化できますよね。製造業が落ちて、人が余って、失業者が増えるならできますよね。

事務局：人材確保はできるかもしれませんが、人材確保をするために、介護報酬以外で税金を投入するのは困難ということです。

若山委員：制度上そうでしょうが、市として柔軟に運用できるようにしてほしいです。国がとめているのであれば国に働きかけてほしいです。

事務局：わかりました。

南委員：コロナ禍で4月からできなかった訪問介護の集会を今週久しぶりに開きました。新型コロナウイルスの感染者を自分たちから出さないということを徹底しています。訪問介護、通所介護、どのサービス、どの施設でも本当に苦勞されています。しかし、それ以外で、ご家族や利用者の中で発症し、濃厚接触者になったとき、どのように対応したらよいのかということがあります。保健所などにお聞きすると、やはり判断ができないので、濃厚接触者ということで、PCR検査がすぐにできない間、待機をしなければなりません。また、濃

濃厚接触者が陰性であっても、2週間程度休まなければいけないとなった場合、人材が足りなくなり、訪問介護ができなくなります。それを埋めるためのスタッフも、濃厚接触者と1日でも接触すると利用者のところには1週間くらい行けません。そうすると2人動けないことになります。2人体制で入浴介助を行って、濃厚接触者になったら3人動けなくなったということがありました。通所介護でクラスターが発生して、そこに通っている方の同居人で要介護4の方が濃厚接触者という扱いになったことがありました。その方はベッド上にしかいられない状態で、生死に関わる問題なのですが、ご家族は遠方ということで困りました。PCRの結果は陽性で、陽性とわかってすぐに救急搬送をしてもらいました。その濃厚接触者となったスタッフが2人体制でしたので、2人とも2週間程度休みました。それを管理している者も1週間現場には出られませんでした。したがって、10人くらいの訪問介護の事業所だと、他の利用者にもご迷惑をおかけするようなことになります。知っていただきたいのは、この業界は配偶者の扶養内で働いている方がたくさんいて、こういう状況になるともう働けないとか、日数、時間、金額の調整をしなければいけなくなり、在宅で暮らしている利用者にご迷惑をかけるということが、今現実発生しています。他の事業所も「うちもです。うちはスタッフも高齢化しているので断っています」と。何があってもスタッフを守らなければいけないとなると、利用者はどうなるのか、いろいろな課題が出ていますが、そういうことは行政から報告されません。一般の方に報告されなくても、やはり、関係者として情報を早く得られたら対処ができます。もう1点は、こういう状況でお休みをするのに給料補償がありません。今、申請をすると、5万円をいただけますが、これでやれるのかという話も現実的にあがってきています。この業界を辞めるといふ人も出てきています。人材が不足している中で、退職者も増えてきているのではないかと心配をしています。一生懸命、皆さんそれぞれに警鐘を鳴らしていますが、1事業所のみでやっているところは、2.5の基準を割ってしまうところもあります。そうすると、事業所として廃止をしなければいけないという危機感もあります。現場の声としてお話させていただきますが、本当に人材確保に取り組むのであれば、資格を取りやすくしたり、介護人材不足の状況を知っていただいたりすることです。施設の話もそうですが、事業所の努力と思われているかもしれませんが、なかなかそこには至りません。施設の人員確保のところ、うちも派遣等をしています。お金をかけても人員基準の法令遵守をしなければいけません。できればまだよいのですが、それでは補えない施設も現実にはあります。今言っていただいて、随分わかったとは思いますが、早く対策をとられている中で、第8期に向かって岡崎市としての施策が見えない気がします。このことは、事業者の代表として、お願いしま

す。

事務局：高齢者はもちろんそうですが、障がい者、あるいは子どもが孤立してしまつて、見守る人がいないというケースが増えていますので、全市的な問題としてとらえています。一つ一つのケースについて関係者が話し合つて、課題を解消していくしかない状況ですが、福祉だけではなく、全市的な問題として取り組んでいますのでご理解いただきたいと思います。

小野会長：コロナ禍の影響により、資料1の今年8月までのものにしても軒並み減少していることは明らかです。9月以降の回復の見込みも立っていないのではないということもあります。人材確保が課題となっていますが、仕事の内容自体、圧倒的に夢のある魅力的な仕事だと理解しています。やはり、金銭面の問題、安全管理で責を負うという意味では、医療系と同等にしっかりとした報酬、待遇が必要になっていると考えます。本当にてこ入れをしたり、若山委員がおっしゃるように現場を回っていったりすることが大事だと思います。ぜひよろしくをお願いします。

委員の皆様には、貴重なご意見をいただきありがとうございました。以上をもちまして、本日予定をしました議事はすべて終了しました。議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。これで、進行を事務局にお返しします。

令和2年度 第3回 岡崎市介護保険運営協議会議事録

日 時 : 令和2年10月1日(木)

時 間 : 午後1時30分～午後2時40分

場 所 : 岡崎市消防本部3階 講堂

出席委員 : 小野会長、南委員、森委員、若山委員、太田委員、高村委員、石川委員、山口委員、阿部委員、清水委員、川上委員、稲垣委員、松井委員、宮島委員

欠席委員 : なし

事務局 : 中川福祉部長、小河福祉部次長(長寿課長)、野澤介護保険課長、藤谷長寿課副課長、手島介護保険課副課長、藤野施策係長、丸本予防係長、岡本地域包括ケア係長、水口給付係長、手島事業所指定係長

傍聴人 : なし

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 介護給付費・介護予防給付費の推計について・・・・・・・・資料1
- (2) 地域支援事業の推計について・・・・・・・・資料2
- (3) 介護保険施設等の整備計画について・・・・・・・・資料3

4 閉会

小野会長：それでは、早速、議事次第に基づきまして、会議を進めてまいりたいと思います。はじめに、協議会の開催につきましては、委員の過半数が出席しなければならないと規定されていまして、本日、森委員が遅参されますが、現在の出席人数は13名でありますので、会議が成立することを報告します。

また、この会議は、岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領によりまして、傍聴、会議資料と議事録につきましては、公開としますので、よろしくお願ひします。なお、新型コロナウイルス感染防止対策の一つとして、会議は1時間程度を目安に終了するようという指示が出ています。岡崎市の方針でもありますが、説明及び発言はなるべく簡潔にさせていただきますようよろしくお願ひします。

— 議事(1) —

議事(1)「介護給付費・介護予防給付費の推計について」水口給付係長が説明

【主な意見・質疑応答】

森 委 員：介護保険サービスの第8期の利用見込は、第7期の実績を踏まえた伸び率から算出しているということでしょうか。

事 務 局：第7期中、今年度の介護給付費については見込みの数値になりますが、全体の伸び率としては1.039倍となっており、これを一つの基準として、第8期を見込んでいます。なお、今年度は、8月までの実績が昨年度に比べてやや減少傾向にあるサービスが多いという特徴があります。これが昨年の支払い方法の見直しによるものなのか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものなのか、まだ計りかねています。いずれにしても、一時的なものにとらえ、今年度の9月以降は、これらの影響を考慮しない伸び率で見込んでいます。

森 委 員：1.039倍というのは、第7期中の各サービスの平均伸び率ということですか。

事 務 局：介護サービスごとではなく、介護給付費全体でみたときの平均伸び率です。

森 委 員：どの介護サービスについても1.039倍で算出しているのでしょうか。

事 務 局：第7期中の単年ごとの伸び率もみながら、サービスごとに一律ではなく、サービスごとの特徴を加味して見込んでいます。

森 委 員：多少、斟酌を加えているということですね。おそらくこれまでもこういう方法でやってこられてきたと思いますし、今回もよいと思います。ただ、将来の高齢者数から、要介護認定者数の推計を出されていましたが、そういった面で、要介護認定者数が何人くらい増えるとか、受給率が増えていくのかなど、認定率や受給者数などを加味されてはいないのでしょうか。

事 務 局：そういう算出方法も十分に考えられると思います。認定者数は101～102%の間で伸びていますが、給付費を見込んでいくにあたっては、これまでの給付実績がありますので、認定者率も踏まえながら給付費を優先して反映させている状況です。

森 委 員：そうすると、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には大きく変わるかもしれません。認定率や受給率があまり変わらないとしても、絶対数が増えるので、サービスの需要量も費用も増えると思います。2025年の推計は、過去の実績だけではなく、将来の展開を踏まえて推計されているのでしょうか。

事 務 局：2025年度やその先の見込みについては、県が示している受給推計等もありますが、絶対数を踏まえた考え方は反映させていませんので、いただいたご意見は、内部で調整させていただきたいと思います。

森 委 員：ある程度安定しているのかと思ったのですが、段々と伸びる見込みとなっています。今年度の実績は、現在のところ、あまり確かなデータがないと思いますが、これから最終的な推計に向けて、どのように反映させていくのでしょうか。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあるようですが、私もそれを懸念しており、例えば、通所系のサービスはあまり利用しないようにしている人が

いると聞いています。今年の実績をそのまま反映させると、今後、これを乗り越えた場合、むしろ過小推計になるかと思えます。そういうこともある程度見込んでおられるのでしょうか。

事務局：新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考えず、8月までの実績をもとに算出すると、少ない見込みになってしまいます。この状況がいつまで続くかということもあり、正直まだ計りかねているところがあります。したがって、9月以降、通常の状態に回復したものと仮定して算出しました。令和3年度以降については、第7期の伸び率等が一番自然な伸びではないかということで見込んでいます。

森委員：推計の仕方はいろいろあると思いますが、構造的な変化もある場合がありますので、全体的な人口構成の推計も確かめていただければと思います。

— 議事(2) —

議事(2)「地域支援事業の推計について」藤谷長寿課副課長が説明

【主な意見・質疑応答】

松井委員：高齢者成年後見制度利用支援業務は、現行の地域包括ケア計画の中で、「在宅生活を支える地域づくり」の「権利擁護事業と虐待防止推進」という項目の5つの事業の一つに掲げられており、本文には、今後、「増加が見込まれる」ため、「制度の周知」に努めるように記載されていますが、第8期の推計の根拠を教えてください。

あわせて、最近の厚生労働省の報告にも、在宅の同居者からの暴行が増えているとあります。これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあると思いますが、今後より増える可能性があります。また、昨日、新聞で施設での虐待があったという報道があり、施設支援のフォローも問題かと思えます。さらには、認知症は悪ではなく、その人らしく生きられるような社会をつくるのが一つの目標です。現行の計画にも「地域共生社会の実現に向けた取組」と記載されていますので、施設計画だけではなく、どういう取り組みをされているのでしょうか。周知はもちろん大切ですが、社会福祉協議会で成年後見のセンターをつくっています。こういうことも含めて、取組状況と考え方をお示しいただきたいと思えます。

事務局：まず、高齢者成年後見制度利用支援業務については、過去の実績から推計をしていますが、今後、高齢者の増加に伴いまして、やはり利用者は増加していくものと思われます。しかし、これは、行政が主体的に実績を上げることができない事業ですので、第8期の計画の推計は横ばいとしています。これまでの実績から推計値内の執行額になると思っています。なお、昨年度の執行額は約250万円、今年度は8月までで約75万円となっており、年によってばらつ

きもあります。

虐待についてですが、今年度、虐待マニュアルを作成し、それを各地域包括支援センターに説明しており、こうしたことを通じて虐待は絶対にだめだということを周知しています。

松井委員：成年後見の市長申立の件数の推移を教えてください。それから、虐待については、件数を把握していますか。

事務局：成年後見の市長申立の件数は、平成27年度が5件、平成28年度が3件、平成29年度が8件、平成30年度が9件、令和元年度が11件で、過去3年間は10件前後で推移しています。

虐待につきましては、件数を把握していませんが、少しずつ相談件数等は増えてきている状況です。なお、高齢者虐待については、施設従事者よりも身内による喧嘩の延長が目立っています。

松井委員：相談件数は全国的に増えているので、虐待件数も増えていると思います。岡崎市の場合はどうですか。

事務局：岡崎市は確かな数字がないですが、前年とほぼ同じような状況だと思います。

小野会長：虐待防止マニュアルの冊子を作成されたとのことですが、新たに作成したということでしょうか。

事務局：以前からありましたが、もう一度内容を見直して改訂しました。

— 議事 —

議事(3)「介護保険施設等の整備計画について」手島事業所指定係長が説明

【主な意見・質疑応答】

若山委員：調査の上、第8期の計画をしていると思いますが、特養の待機者数は把握していますか。

事務局：市内の特養待機者数は400人です。今回、すぐに入りたいという希望がある緊急性が高い割合がどれくらいか聞き取り調査を行ったところ、概ね1～2割程度ということでした。

若山委員：誰に聞き取り調査を行いましたか。

事務局：特養の施設です。

若山委員：施設への申込者はかなり重複していますが、チェックされていますか。

事務局：特養の待機者を調査する場合、各施設からデータをいただき、重複がないようにしています。

若山委員：それでも、こんなに待機者がいるとは思えません。特に大きな施設だと待機者がいるとは思えません。仮にいたとしても、ハードとソフトとが絶対に合っ

ていないです。待機者がいるから特養をつくるというのはよいと思います。しかし、介護士さんや看護師さんがどれくらい確保できているのかという調査はしていますか。

事務局：介護人材の確保については、なかなか確実に見込めないところがあると思います。今回、施設の計画を立てるに当たっては、実際に整備の予定を確認し、具体的な意向があったところについてある程度計画をしています。

若山委員：けれども実際にできていないから閉めていますよね。1ユニット分の利用者を減らして運営したりしていますよね。ハードはつくるけど、あとは事業所の運営任せですとなっています。人材を一定量増やさずに、このまま施設をどんどんつくれば膨れあがっていきます。その辺を考えて計画を立てていますか。このことは今日、昨日の話ではなく、ずっと言ってきました。

事務局：マンパワーを把握することは難しいことから、整備意向をもとに計画をしています。

若山委員：それではだめだという話しをしています。ソフトを確保しないと、ハードをつくってはいけないと思います。ハードをつくってもソフトがありませんはいけないと思います。

事務局：聞き取り調査をしていく中で、一定のケアを保つていくために人手が足りていないという意見もありました。

若山委員：それ以前に運用ができませんよね。10人ほど減らして運営している施設があるということは、運営できていないということですよ。

事務局：何人いれば現場がまわっていくのかは各施設の状況によって変わります。

若山委員：少なくとも法定の最低基準は確保しないとだめですよ。

事務局：現状としては、最低基準を満たせないほどの人員不足になっている施設はない状況です。

若山委員：あるから空けているのではないですか。

事務局：入居者へのケアの質を考えた時に、現場が安全にまわるだけの人数が確保できないということで、空けていると聞いています。

若山委員：そんなことはないです。足りないからです。法定の人数を満たしていないから閉めています。現場を見ているのでその通りです。現場に行ってみてきましたか。

事務局：おっしゃられることもごもっともだと思います。10年・15年前は3対1が国の基準に対して1.5対1や1.6対1と非常に余裕をもってケアできる時代でした。国の基準ではしっかりしたケアができないという考えを施設側も持っており、今では2.5対1や2.8対1といったギリギリの人員でやっているところがほとんどだと思います。

若山委員：それでも閉めた理由は、人手が足りないからだだと思います。

事務局：待機者数からすると、50～100人というのは本当に絞った数で、従来型特養の場合は800人、900人の表面上の待機者を持っています。それを積み上げると7,000人、8,000人という待機者になるのですが、データをすべていただいて重複等を消すと、おそらく2,000人くらいに絞られます。それを緊急性が高いものに絞ると400人という数字が出てきますが、さらに現場の生活相談員等に聞くと、10人に電話をかけても1人しか対応しないと、それがひどいと100人に1人と聞いています。それだけ実際は入りたい人が少ないという現状をみて50～100人だろうと考えています。

若山委員：サ高住ができて、サ高住でいいという人が出てくると、そんなに待機者はいないはずですよ。もう一つ、老健は、リハビリ施設ですので、6ヶ月したら出ないといけないはずなのに、老健だけ認めるということを出してしまったもので、そこに何年もいてしまっています。そういう人もいて、実際に特養に需要を求めている人が何人いるかということ、そんなにもいないと思います。

事務局：保険料を設定しますので、計画をゼロにし、実際には10、20という数字があがるということは運営上できません。20予定しておいてゼロというのは保険料が余るということになりますが、ゼロから10、20にはできません。

若山委員：予算のために載せなければならぬのはわかりますが、もし応募してきてしまったらどうしますか。

事務局：もちろん、基準以上の得点があれば認めます。

若山委員：認めますよね。そうすると、その後に介護士等を集めないといけません。

事務局：人員を掘り起こすようなアイデアを持っているところの点数を高くするようなことを考えています。

若山委員：そういう事例が最近幾つかあり、他所から引き抜く事例が多々出ています。

事務局：現実的にはそういったところがあるということは理解していますが、少しでも眠った人材を掘り起こしてくれるような事業所を優先して選定できる方法がないものか考えていきます。

若山委員：そうやって公募したところが、そのようなことをしていたので、またするのではないかと思います。実際問題、介護人材が増えない限り、ハードをつくってはいけないと思います。つくるだけつくって稼働できませんということでは意味がありません。

事務局：人材確保には、いろいろなアイデアを出して、最重要で取り組んでいきたいと思っています。

若山委員：第8期の計画の中に、ソフト面としての取り組みを入れていくべきだと思います。システムやハードのことばかり記載しているから、当然そちらにお金がかかるけれど、ソフトを把握することも大事だと思います。その点について、どのようにお考えですか。

事務局：例えば、介護士を50人から100人に増やすと計画を立てても、それだけの量を確保できなかったときに、そもそも計画が意味のないものになってしまいます。人材確保については、第5期くらいから最優先で考えているのですが、そういった意味で具体的な数値化は難しい状況です。

若山委員：それを言うと、いつまでたっても「頑張ります」だけで終わってしまいます。何を「頑張ります」かが全然出てこない。就職説明会をやったところで何人来るかというとな数人しか来ないです。それで「やりました」と言われても困るわけです。

事務局：ほかには、国も介護報酬について、定期的ではなくて、突発的に上げるということも考えているようです。そういうときに、「少し給料が上がったから働いてみよう」という方がいないとも限らないと思います。

若山委員：愛知県は他県よりも潤っています。自動車産業が盛んで、時給が高いです。したがって、県や市がどこまで出すかも大事だと思います。これは国の仕事ですからと言っていてはいけないと思います。

事務局：製造業がよいことから、愛知は介護職が集まらないということで全国的に知られています。その辺、国や県にいろいろな意見を言っていきたいと思っています。

若山委員：意見だけではなくて、何か市で出せばよいと思います。

事務局：介護報酬に上乘せというのは制度上難しいです。全市的な考え方として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響がどの程度続くかわかりませんが、財政自体がかなり緊縮になりますので、福祉部門でやりたいと思っても、2～3年は少し難しいと思います。別枠でアイデアを出すのはありだと思います。

若山委員：今だから特化できますよね。製造業が落ちて、人が余って、失業者が増えるならできますよね。

事務局：人材確保はできるかもしれませんが、人材確保をするために、介護報酬以外で税金を投入するのは困難ということです。

若山委員：制度上そうでしょうが、市として柔軟に運用できるようにしてほしいです。国がとめているのであれば国に働きかけてほしいです。

事務局：わかりました。

南委員：コロナ禍で4月からできなかった訪問介護の集会を今週久しぶりに開きました。新型コロナウイルスの感染者を自分たちから出さないということを徹底しています。訪問介護、通所介護、どのサービス、どの施設でも本当に苦勞されています。しかし、それ以外で、ご家族や利用者の中で発症し、濃厚接触者になったとき、どのように対応したらよいのかということがあります。保健所などにお聞きすると、やはり判断ができないので、濃厚接触者ということで、PCR検査がすぐにできない間、待機をしなければなりません。また、濃

濃厚接触者が陰性であっても、2週間程度休まなければいけないとなった場合、人材が足りなくなり、訪問介護ができなくなります。それを埋めるためのスタッフも、濃厚接触者と1日でも接触すると利用者のところには1週間くらい行けません。そうすると2人動けないことになります。2人体制で入浴介助を行って、濃厚接触者になったら3人動けなくなったということがありました。通所介護でクラスターが発生して、そこに通っている方の同居人で要介護4の方が濃厚接触者という扱いになったことがありました。その方はベッド上にしかいられない状態で、生死に関わる問題なのですが、ご家族は遠方ということで困りました。PCRの結果は陽性で、陽性とわかってすぐに救急搬送をしてもらいました。その濃厚接触者となったスタッフが2人体制でしたので、2人とも2週間程度休みました。それを管理している者も1週間現場には出られませんでした。したがって、10人くらいの訪問介護の事業所だと、他の利用者にもご迷惑をおかけするようなことになります。知っていただきたいのは、この業界は配偶者の扶養内で働いている方がたくさんいて、こういう状況になるともう働けないとか、日数、時間、金額の調整をしなければいけなくなり、在宅で暮らしている利用者にご迷惑をかけるということが、今現実で発生しています。他の事業所も「うちもです。うちはスタッフも高齢化しているので断っています」と。何があってもスタッフを守らなければいけないとなると、利用者はどうなるのか、いろいろな課題が出ていますが、そういうことは行政から報告されません。一般の方に報告されなくても、やはり、関係者として情報を早く得られたら対処ができます。もう1点は、こういう状況でお休みをするのに給料補償がありません。今、申請をすると、5万円をいただけますが、これでやれるのかという話も現実的にあがってきています。この業界を辞めるといふ人も出てきています。人材が不足している中で、退職者も増えてきているのではないかと心配をしています。一生懸命、皆さんそれぞれに警鐘を鳴らしていますが、1事業所のみでやっているところは、2.5の基準を割ってしまうところもあります。そうすると、事業所として廃止をしなければいけないという危機感もあります。現場の声としてお話させていただきますが、本当に人材確保に取り組むのであれば、資格を取りやすくしたり、介護人材不足の状況を知っていただいたりすることです。施設の話もそうですが、事業所の努力と思われているかもしれませんが、なかなかそこには至りません。施設の人員確保のところ、うちも派遣等をしています。お金をかけても人員基準の法令遵守をしなければいけません。できればまだよいのですが、それでは補えない施設も現実にはあります。今言っていただいて、随分わかったとは思いますが、早く対策をとられている中で、第8期に向かって岡崎市としての施策が見えない気がします。このことは、事業者の代表として、お願いしま

す。

事務局：高齢者はもちろんそうですが、障がい者、あるいは子どもが孤立してしまつて、見守る人がいないというケースが増えていますので、全市的な問題としてとらえています。一つ一つのケースについて関係者が話し合つて、課題を解消していくしかない状況ですが、福祉だけではなく、全市的な問題として取り組んでいますのでご理解いただきたいと思います。

小野会長：コロナ禍の影響により、資料1の今年8月までのものにしても軒並み減少していることは明らかです。9月以降の回復の見込みも立っていないのではないということもあります。人材確保が課題となっていますが、仕事の内容自体、圧倒的に夢のある魅力的な仕事だと理解しています。やはり、金銭面の問題、安全管理で責を負うという意味では、医療系と同等にしっかりとした報酬、待遇が必要になっていると考えます。本当にてこ入れをしたり、若山委員がおっしゃるように現場を回っていったりすることが大事だと思います。ぜひよろしくをお願いします。

委員の皆様には、貴重なご意見をいただきありがとうございました。以上をもちまして、本日予定をしました議事はすべて終了しました。議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。これで、進行を事務局にお返しします。

令和2年度 第3回 岡崎市介護保険運営協議会議事録

日 時 : 令和2年10月1日(木)

時 間 : 午後1時30分～午後2時40分

場 所 : 岡崎市消防本部3階 講堂

出席委員 : 小野会長、南委員、森委員、若山委員、太田委員、高村委員、石川委員、山口委員、阿部委員、清水委員、川上委員、稲垣委員、松井委員、宮島委員

欠席委員 : なし

事務局 : 中川福祉部長、小河福祉部次長(長寿課長)、野澤介護保険課長、藤谷長寿課副課長、手島介護保険課副課長、藤野施策係長、丸本予防係長、岡本地域包括ケア係長、水口給付係長、手島事業所指定係長

傍聴人 : なし

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 介護給付費・介護予防給付費の推計について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 地域支援事業の推計について・・・・・・・・・・資料2
- (3) 介護保険施設等の整備計画について・・・・・・・・・・資料3

4 閉会

小野会長：それでは、早速、議事次第に基づきまして、会議を進めてまいりたいと思います。はじめに、協議会の開催につきましては、委員の過半数が出席しなければならないと規定されていまして、本日、森委員が遅参されますが、現在の出席人数は13名でありますので、会議が成立することを報告します。

また、この会議は、岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領によりまして、傍聴、会議資料と議事録につきましては、公開としますので、よろしくお願ひします。なお、新型コロナウイルス感染防止対策の一つとして、会議は1時間程度を目安に終了するようという指示が出ています。岡崎市の方針でもありますが、説明及び発言はなるべく簡潔にさせていただきますようよろしくお願ひします。

— 議事(1) —

議事(1)「介護給付費・介護予防給付費の推計について」水口給付係長が説明

【主な意見・質疑応答】

森 委 員：介護保険サービスの第8期の利用見込は、第7期の実績を踏まえた伸び率から算出しているということでしょうか。

事 務 局：第7期中、今年度の介護給付費については見込みの数値になりますが、全体の伸び率としては1.039倍となっており、これを一つの基準として、第8期を見込んでいます。なお、今年度は、8月までの実績が昨年度に比べてやや減少傾向にあるサービスが多いという特徴があります。これが昨年の支払い方法の見直しによるものなのか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものなのか、まだ計りかねています。いずれにしても、一時的なものにとらえ、今年度の9月以降は、これらの影響を考慮しない伸び率で見込んでいます。

森 委 員：1.039倍というのは、第7期中の各サービスの平均伸び率ということですか。

事 務 局：介護サービスごとではなく、介護給付費全体でみたときの平均伸び率です。

森 委 員：どの介護サービスについても1.039倍で算出しているのでしょうか。

事 務 局：第7期中の単年ごとの伸び率もみながら、サービスごとに一律ではなく、サービスごとの特徴を加味して見込んでいます。

森 委 員：多少、斟酌を加えているということですね。おそらくこれまでもこういう方法でやってこられてきたと思いますし、今回もよいと思います。ただ、将来の高齢者数から、要介護認定者数の推計を出されていましたが、そういった面で、要介護認定者数が何人くらい増えるとか、受給率が増えていくのかなど、認定率や受給者数などを加味されてはいないのでしょうか。

事 務 局：そういう算出方法も十分に考えられると思います。認定者数は101～102%の間で伸びていますが、給付費を見込んでいくにあたっては、これまでの給付実績がありますので、認定者率も踏まえながら給付費を優先して反映させている状況です。

森 委 員：そうすると、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には大きく変わるかもしれません。認定率や受給率があまり変わらないとしても、絶対数が増えるので、サービスの需要量も費用も増えると思います。2025年の推計は、過去の実績だけではなく、将来の展開を踏まえて推計されているのでしょうか。

事 務 局：2025年度やその先の見込みについては、県が示している受給推計等もありますが、絶対数を踏まえた考え方は反映させていませんので、いただいたご意見は、内部で調整させていただきたいと思います。

森 委 員：ある程度安定しているのかと思ったのですが、段々と伸びる見込みとなっています。今年度の実績は、現在のところ、あまり確かなデータがないと思いますが、これから最終的な推計に向けて、どのように反映させていくのでしょうか。新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあるようですが、私もそれを懸念しており、例えば、通所系のサービスはあまり利用しないようにしている人が

いると聞いています。今年の実績をそのまま反映させると、今後、これを乗り越えた場合、むしろ過小推計になるかと思えます。そういうこともある程度見込んでおられるのでしょうか。

事務局：新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考えず、8月までの実績をもとに算出すると、少ない見込みになってしまいます。この状況がいつまで続くかということもあり、正直まだ計りかねているところがあります。したがって、9月以降、通常の状態に回復したものと仮定して算出しました。令和3年度以降については、第7期の伸び率等が一番自然な伸びではないかということで見込んでいます。

森委員：推計の仕方はいろいろあると思いますが、構造的な変化もある場合がありますので、全体的な人口構成の推計も確かめていただければと思います。

— 議事(2) —

議事(2)「地域支援事業の推計について」藤谷長寿課副課長が説明

【主な意見・質疑応答】

松井委員：高齢者成年後見制度利用支援業務は、現行の地域包括ケア計画の中で、「在宅生活を支える地域づくり」の「権利擁護事業と虐待防止推進」という項目の5つの事業の一つに掲げられており、本文には、今後、「増加が見込まれる」ため、「制度の周知」に努めるように記載されていますが、第8期の推計の根拠を教えてください。

あわせて、最近の厚生労働省の報告にも、在宅の同居者からの暴行が増えているとあります。これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあると思いますが、今後より増える可能性があります。また、昨日、新聞で施設での虐待があったという報道があり、施設支援のフォローも問題かと思えます。さらには、認知症は悪ではなく、その人らしく生きられるような社会をつくるのが一つの目標です。現行の計画にも「地域共生社会の実現に向けた取組」と記載されていますので、施設計画だけではなく、どういう取り組みをされているのでしょうか。周知はもちろん大切ですが、社会福祉協議会で成年後見のセンターをつくっています。こういうことも含めて、取組状況と考え方をお示しいただきたいと思えます。

事務局：まず、高齢者成年後見制度利用支援業務については、過去の実績から推計をしていますが、今後、高齢者の増加に伴いまして、やはり利用者は増加していくものと思われます。しかし、これは、行政が主体的に実績を上げることができない事業ですので、第8期の計画の推計は横ばいとしています。これまでの実績から推計値内の執行額になると思っています。なお、昨年度の執行額は約250万円、今年度は8月までで約75万円となっており、年によってばらつ

きもあります。

虐待についてですが、今年度、虐待マニュアルを作成し、それを各地域包括支援センターに説明しており、こうしたことを通じて虐待は絶対にだめだということを周知しています。

松井委員：成年後見の市長申立の件数の推移を教えてください。それから、虐待については、件数を把握していますか。

事務局：成年後見の市長申立の件数は、平成27年度が5件、平成28年度が3件、平成29年度が8件、平成30年度が9件、令和元年度が11件で、過去3年間は10件前後で推移しています。

虐待につきましては、件数を把握していませんが、少しずつ相談件数等は増えてきている状況です。なお、高齢者虐待については、施設従事者よりも身内による喧嘩の延長が目立っています。

松井委員：相談件数は全国的に増えているので、虐待件数も増えていると思います。岡崎市の場合はどうですか。

事務局：岡崎市は確かな数字がないですが、前年とほぼ同じような状況だと思います。

小野会長：虐待防止マニュアルの冊子を作成されたとのことですが、新たに作成したということでしょうか。

事務局：以前からありましたが、もう一度内容を見直して改訂しました。

— 議事 —

議事(3)「介護保険施設等の整備計画について」手島事業所指定係長が説明

【主な意見・質疑応答】

若山委員：調査の上、第8期の計画をしていると思いますが、特養の待機者数は把握していますか。

事務局：市内の特養待機者数は400人です。今回、すぐに入りたいという希望がある緊急性が高い割合がどれくらいか聞き取り調査を行ったところ、概ね1～2割程度ということでした。

若山委員：誰に聞き取り調査を行いましたか。

事務局：特養の施設です。

若山委員：施設への申込者はかなり重複していますが、チェックされていますか。

事務局：特養の待機者を調査する場合、各施設からデータをいただき、重複がないようにしています。

若山委員：それでも、こんなに待機者がいるとは思えません。特に大きな施設だと待機者がいるとは思えません。仮にいたとしても、ハードとソフトとが絶対に合っ

ていないです。待機者がいるから特養をつくるというのはよいと思います。しかし、介護士さんや看護師さんがどれくらい確保できているのかという調査はしていますか。

事務局：介護人材の確保については、なかなか確実に見込めないところがあると思います。今回、施設の計画を立てるに当たっては、実際に整備の予定を確認し、具体的な意向があったところについてある程度計画をしています。

若山委員：けれども実際にできていないから閉めていますよね。1ユニット分の利用者を減らして運営したりしていますよね。ハードはつくるけど、あとは事業所の運営任せですとなっています。人材を一定量増やさずに、このまま施設をどんどんつくれば膨れあがっていきます。その辺を考えて計画を立てていますか。このことは今日、昨日の話ではなく、ずっと言ってきました。

事務局：マンパワーを把握することは難しいことから、整備意向をもとに計画をしています。

若山委員：それではだめだという話しをしています。ソフトを確保しないと、ハードをつくってはいけないと思います。ハードをつくってもソフトがありませんはいけないと思います。

事務局：聞き取り調査をしていく中で、一定のケアを保つていくために人手が足りていないという意見もありました。

若山委員：それ以前に運用ができませんよね。10人ほど減らして運営している施設があるということは、運営できていないということですよ。

事務局：何人いれば現場がまわっていくのかは各施設の状況によって変わります。

若山委員：少なくとも法定の最低基準は確保しないとだめですよ。

事務局：現状としては、最低基準を満たせないほどの人員不足になっている施設はない状況です。

若山委員：あるから空けているのではないですか。

事務局：入居者へのケアの質を考えた時に、現場が安全にまわるだけの人数が確保できないということで、空けていると聞いています。

若山委員：そんなことはないです。足りないからです。法定の人数を満たしていないから閉めています。現場を見ているのでその通りです。現場に行ってみてきましたか。

事務局：おっしゃられることもごもっともだと思います。10年・15年前は3対1が国の基準に対して1.5対1や1.6対1と非常に余裕をもってケアできる時代でした。国の基準ではしっかりしたケアができないという考えを施設側も持っており、今では2.5対1や2.8対1といったギリギリの人員でやっているところがほとんどだと思います。

若山委員：それでも閉めた理由は、人手が足りないからだだと思います。

事務局：待機者数からすると、50～100人というのは本当に絞った数で、従来型特養の場合は800人、900人の表面上の待機者を持っています。それを積み上げると7,000人、8,000人という待機者になるのですが、データをすべていただいて重複等を消すと、おそらく2,000人くらいに絞られます。それを緊急性が高いものに絞ると400人という数字が出てきますが、さらに現場の生活相談員等に聞くと、10人に電話をかけても1人しか対応しないと、それがひどいと100人に1人と聞いています。それだけ実際は入りたい人が少ないという現状をみて50～100人だろうと考えています。

若山委員：サ高住ができて、サ高住でいいという人が出てくると、そんなに待機者はいないはずですよ。もう一つ、老健は、リハビリ施設ですので、6ヶ月したら出ないといけないはずなのに、老健だけ認めるということを出してしまったもので、そこに何年もいてしまっています。そういう人もいて、実際に特養に需要を求めている人が何人いるかということ、そんなにもいないと思います。

事務局：保険料を設定しますので、計画をゼロにし、実際には10、20という数字があがるということは運営上できません。20予定しておいてゼロというのは保険料が余るということになりますが、ゼロから10、20にはできません。

若山委員：予算のために載せなければならぬのはわかりますが、もし応募してきてしまったらどうしますか。

事務局：もちろん、基準以上の得点があれば認めます。

若山委員：認めますよね。そうすると、その後に介護士等を集めないといけません。

事務局：人員を掘り起こすようなアイデアを持っているところの点数を高くするようなことを考えています。

若山委員：そういう事例が最近幾つかあり、他所から引き抜く事例が多々出ています。

事務局：現実的にはそういったところがあるということは理解していますが、少しでも眠った人材を掘り起こしてくれるような事業所を優先して選定できる方法がないものか考えていきます。

若山委員：そうやって公募したところが、そのようなことをしていたので、またするのではないかと思います。実際問題、介護人材が増えない限り、ハードをつくってはいけないと思います。つくるだけつくって稼働できませんということでは意味がありません。

事務局：人材確保には、いろいろなアイデアを出して、最重要で取り組んでいきたいと思っています。

若山委員：第8期の計画の中に、ソフト面としての取り組みを入れていくべきだと思います。システムやハードのことばかり記載しているから、当然そちらにお金がかかるけれど、ソフトを把握することも大事だと思います。その点について、どのようにお考えですか。

事務局：例えば、介護士を50人から100人に増やすと計画を立てても、それだけの量を確保できなかったときに、そもそも計画が意味のないものになってしまいます。人材確保については、第5期くらいから最優先で考えているのですが、そういった意味で具体的な数値化は難しい状況です。

若山委員：それを言うと、いつまでたっても「頑張ります」だけで終わってしまいます。何を「頑張ります」かが全然出てこない。就職説明会をやったところで何人来るかというとな数人しか来ないです。それで「やりました」と言われても困るわけです。

事務局：ほかには、国も介護報酬について、定期的ではなくて、突発的に上げるということも考えているようです。そういうときに、「少し給料が上がったから働いてみよう」という方がいないとも限らないと思います。

若山委員：愛知県は他県よりも潤っています。自動車産業が盛んで、時給が高いです。したがって、県や市がどこまで出すかも大事だと思います。これは国の仕事ですからと言っていてはいけないと思います。

事務局：製造業がよいことから、愛知は介護職が集まらないということで全国的に知られています。その辺、国や県にいろいろ意見を言っていきたいと思っています。

若山委員：意見だけではなくて、何か市で出せばよいと思います。

事務局：介護報酬に上乘せというのは制度上難しいです。全市的な考え方として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響がどの程度続くかわかりませんが、財政自体がかなり緊縮になりますので、福祉部門でやりたいと思っても、2～3年は少し難しいと思います。別枠でアイデアを出すのはありだと思います。

若山委員：今だから特化できますよね。製造業が落ちて、人が余って、失業者が増えるならできますよね。

事務局：人材確保はできるかもしれませんが、人材確保をするために、介護報酬以外で税金を投入するのは困難ということです。

若山委員：制度上そうでしょうが、市として柔軟に運用できるようにしてほしいです。国がとめているのであれば国に働きかけてほしいです。

事務局：わかりました。

南委員：コロナ禍で4月からできなかった訪問介護の集会を今週久しぶりに開きました。新型コロナウイルスの感染者を自分たちから出さないということを徹底しています。訪問介護、通所介護、どのサービス、どの施設でも本当に苦勞されています。しかし、それ以外で、ご家族や利用者の中で発症し、濃厚接触者になったとき、どのように対応したらよいのかということがあります。保健所などにお聞きすると、やはり判断ができないので、濃厚接触者ということで、PCR検査がすぐにできない間、待機をしなければなりません。また、濃

濃厚接触者が陰性であっても、2週間程度休まなければいけないとなった場合、人材が足りなくなり、訪問介護ができなくなります。それを埋めるためのスタッフも、濃厚接触者と1日でも接触すると利用者のところには1週間くらい行けません。そうすると2人動けないことになります。2人体制で入浴介助を行って、濃厚接触者になったら3人動けなくなったということがありました。通所介護でクラスターが発生して、そこに通っている方の同居人で要介護4の方が濃厚接触者という扱いになったことがありました。その方はベッド上にしかいられない状態で、生死に関わる問題なのですが、ご家族は遠方ということで困りました。PCRの結果は陽性で、陽性とわかってすぐに救急搬送をしてもらいました。その濃厚接触者となったスタッフが2人体制でしたので、2人とも2週間程度休みました。それを管理している者も1週間現場には出られませんでした。したがって、10人くらいの訪問介護の事業所だと、他の利用者にもご迷惑をおかけするようなことになります。知っていただきたいのは、この業界は配偶者の扶養内で働いている方がたくさんいて、こういう状況になるともう働けないとか、日数、時間、金額の調整をしなければいけなくなり、在宅で暮らしている利用者にご迷惑をかけるということが、今現実発生しています。他の事業所も「うちもです。うちはスタッフも高齢化しているので断っています」と。何があってもスタッフを守らなければいけないとなると、利用者はどうなるのか、いろいろな課題が出ていますが、そういうことは行政から報告されません。一般の方に報告されなくても、やはり、関係者として情報を早く得られたら対処ができます。もう1点は、こういう状況でお休みをするのに給料補償がありません。今、申請をすると、5万円をいただけますが、これでやれるのかという話も現実的にあがってきています。この業界を辞めるといふ人も出てきています。人材が不足している中で、退職者も増えてきているのではないかと心配をしています。一生懸命、皆さんそれぞれに警鐘を鳴らしていますが、1事業所のみでやっているところは、2.5の基準を割ってしまうところもあります。そうすると、事業所として廃止をしなければいけないという危機感もあります。現場の声としてお話させていただきますが、本当に人材確保に取り組むのであれば、資格を取りやすくしたり、介護人材不足の状況を知っていただいたりすることです。施設の話もそうですが、事業所の努力と思われているかもしれませんが、なかなかそこには至りません。施設の人員確保のところ、うちも派遣等をしています。お金をかけても人員基準の法令遵守をしなければいけません。できればまだよいのですが、それでは補えない施設も現実にはあります。今言っていただいて、随分わかったとは思いますが、早く対策をとられている中で、第8期に向かって岡崎市としての施策が見えない気がします。このことは、事業者の代表として、お願いしま

す。

事務局：高齢者はもちろんそうですが、障がい者、あるいは子どもが孤立してしまつて、見守る人がいないというケースが増えていますので、全市的な問題としてとらえています。一つ一つのケースについて関係者が話し合つて、課題を解消していくしかない状況ですが、福祉だけではなく、全市的な問題として取り組んでいますのでご理解いただきたいと思います。

小野会長：コロナ禍の影響により、資料1の今年8月までのものにしても軒並み減少していることは明らかです。9月以降の回復の見込みも立っていないのではないということもあります。人材確保が課題となっていますが、仕事の内容自体、圧倒的に夢のある魅力的な仕事だと理解しています。やはり、金銭面の問題、安全管理で責を負うという意味では、医療系と同等にしっかりとした報酬、待遇が必要になっていると考えます。本当にてこ入れをしたり、若山委員がおっしゃるように現場を回っていったりすることが大事だと思います。ぜひよろしくをお願いします。

委員の皆様には、貴重なご意見をいただきありがとうございました。以上をもちまして、本日予定をしました議事はすべて終了しました。議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。これで、進行を事務局にお返しします。